

一八四八年改正オランダ王国憲法と日本の皇統論

大川 真

はじめに

旧皇室典範の成立（一八八九年）に際しては、ローレンツ・フォン・シュタインやヘルマン・ロesslerらの意見書、講義の他に、ヨーロッパ諸国の憲法における王位継承規定が参照されたことがつとに知られている。^①シュタインらが与えた影響については法制史研究において緻密な研究が行われてきたが、ヨーロッパ諸国憲法における王位継承規定がどのように受容・理解されてきたのかについて実はそれほど研究が進んでいない。本稿では一八四八年改正オランダ王国憲法の王位継承条文がどのように当時の日本語

で訳出されたのかを詳述したい。オランダ王国憲法になぜ着目するのか。第一に、オランダ憲法の訳出は神田孝平^②によつて一八六八年に『和蘭政典』として刊行しており、同書は一八七五年の井上毅によるプロイセン、ベルギー両国憲法の訳出（『王国建国法』）に先駆けた、ヨーロッパ憲法の逐条日本語訳である。オランダ王国憲法は草創期の典憲制定作業において重要なレファレンスであった。浅井清『元老院の憲法編纂顛末』（巖松堂書店、一九四六年）の「日本国憲按全準拠書目」・「国憲草按引証」を見れば、多くの条文でオランダ王国憲法が参照されていたことがよく分かる。第二に、旧皇室典範成立前では、元老院起草の国憲按（第一、三次按）、宮内省制度取調局起草の皇室制規において、

男系男子継承主義を基調にしながらも、女性天皇、女系天皇の即位も容認しており、この点、同様に準サリカ法を王位継承のルールとしたオランダ王国憲法の影響も考えられる。もちろん女性天皇の即位容認に関しては、オランダだけではなく、イギリス、スペイン、ポルトガルの王位継承規定も影響を与えている^⑤。しかし準サリカ法の継承規定がいち早く紹介されたのはオランダ王国憲法による。以上の理由からオランダ王国憲法に注目するが、一八八九年の皇室典範成立へと結ばれる道程で注意したいのは、井上毅を中心に女帝否認の流れと男系男子継承主義が確立していく際に、皇室の伝統的な一夫一妻多妾制（滋賀秀三の言葉）を追認し、庶出の皇子への継承も成文化していったことである^⑥。この事実には私たちはよほど注意しないといけない。なぜならヨーロッパ憲法における王位継承法を一つの参照軸として皇位継承のルール化を考えた際に、「庶出」^⑦での相続を表だつて認めることなどヨーロッパの王族・貴族社会ではおよそ想像できなく^⑧、またそもそも「庶出」は私生子規定に解消されていく可能性があったからである。男系、女系などの語の成立とともに、嫡庶出規定にも拘って検討していく必要があるろう。以下、一八四八年改正オランダ王国憲法の王位継承条文^⑩とその訳出を検討していく。

一、王位継承規定における「正統」

オランダ王国は、初代国王でオラニエ・ナッサウ家のウイレム一世（在位一八一三―一八四〇）の嫡出の子孫が王位を継承することが一八一四年憲法で定められ、一九八三年までの憲法改正までは準サリカ法での継承、すなわち男系男子の継承者が優先され、それが全て絶えた場合には、女子、女系の子孫が継承されるという条規に基づいていた^⑪。

一八四八年憲法では王位継承規定が第一条から始められるが、その条文は以下の通りである。

11. De Kroon der Nederlanden is en blijft opgedragen aan Zijne Majesteit Willem Frederik Prins van Oranje-Nassau, om door Hem en Zijne wettige nakomelingen te worden bezeten erfelijk, overeenkomstig de navolgende bepalingen. (オランダの王位は、オラニエ・ナッサウ公ウイレム・フレデリック陛下に付与され、以下の諸条項に従い、陛下および陛下の嫡出の子孫が世襲する。)

この条文で注目したいのは「wettige nakomelingen」という表記である。合法的な子孫の意味であり、「嫡出の子孫」と訳するのが通常である^⑫。同条文を神田孝平『和蘭政典』^⑬（以下、『政典』と略記）では、以下のように訳出してい

る。

第十一條 和蘭王の位は現在オラニイ・ナスサウ公非^{アフリツキ}得理陛下に属すべし。陛下死去の後は次の定法に従ひ陛下の正統子孫に伝ふべし。(四丁表・傍線は大川、以下同)

すなわち神田は「wettige nakomelingen」を「正統子孫」と訳しており、「嫡出」あるいは「嫡流」という語を使用していないことが注目される。一八四八年改正オランダ王国憲法を邦訳したものに「政典」のほかには、稲田佐兵衛らを出版者として一八七七年三月に刊行された元老院編『欧洲各国憲法』(以下、「欧洲憲法」と略記)がある。訳者は田中耕造(大書記生)、校訂者は河津祐之(権大書記官)であるが、これはラフェリエール(Laferriere, Edouard Louis Julien) 編纂、バトビー(Batie, Anselme Polycarpe) 校訂の著作 *Les constitutions d'Europe et d'Amerique* (『欧米憲法集』、一八六九年刊行) を和訳したものである。⁽¹⁶⁾ すなわちオランダ語からの直訳ではなく、フランス語を経由した重訳となっている。『欧洲憲法』は明治典憲体制の成立の際に重要な刊行著作物となっているので、試みに同条の訳出を見てみたい。

第十一條 荷蘭国王ノ位ハ「オランジュ、ナッソー」公殿下ニ属ス。及び左条ノ条規ニ準シ、維廉正統ノ裔

二世伝ス。(六頁)

「wettige nakomelingen」は「正統ノ裔」と訳され、こゝでも「嫡出」「嫡流」が使用されなかったことが注目される。こゝで形容詞「wettig」が当時どのように訳されたのかを当時の蘭学者たちが一般的に使用していた『和蘭字典』(H. Doeff 著、桂川甫周校訂、一八五五年刊)で確認してみると、「wettig maken 本筋ノモノニスル」とあるように「本筋」という訳出が見られる。また「wettig hetgeen in de wet is 掟ノ内ニアル」という用例では wettig を合法性の意味で理解していることが窺われる。すなわち wettig は、合法的な意味での「本筋」という訳語で理解されているが、そこには wettig の訳語として後に定着する「正統」、またより相応しい訳語である「嫡出」(嫡流)も見当たらない。訳語の「正統」が、オランダ語 wettig (名詞形 wettigheid)・xviii にラフェリエール編纂・バトビー校訂『欧米憲法集』で見られるフランス語訳「legitimes」(ドイツ語では legitim) と結びつけられる発端を、神田からと考えて良いだろう。皇統論の核をなし、多義的な内容を含む従来の「正統」(ショウトウ) 概念と、嫡出を第一義とするヨーロッパ流の「正統」(セイトウ) とは内容にズレがあるのであるが、訳語として「嫡出」(嫡流)ではなく、「正統」が選択されたことの意味は典憲体制の成立史にとって看過

できない事実である。このことは後ほど詳述したい。
続く一二条では嫡出規定が明確に定められている。

12. De wettige nakomelingen van den regerenden Koning, zijn de kinderen reeds geboren, of die nog mogten geboren worden, uit zijn tegenwoordig huwelijk met Hare Majesteit Frederika Louisa Wilhelmina Prinses van Pruisen; en voorts in het algemeen alle afstammelingen, welke geboren zullen worden uit een huwelijk door den Koning, met gemeen overleg der Staten-Generaal aangegaan, of toegestemd. (現在の王の嫡出の子孫とは、現在の王妃でプロイセン王国王女フレデリカ・ルイーザ・ウイヘルミナ妃殿下との婚姻によつてすでに生まれた、もしくはまだ生まれていない子供たちである。また一般的に結婚から生まれるすべての子孫とは、国会の合意を経て国王が契約もしくは承認した結婚によつて生まれた国王の子孫である。)

王位継承の正統な資格は、王妃フレデリカ・ルイーザ・ウイヘルミナから生まれた子やその子孫であること。また国王と王妃の結婚は、国会の合意を経る必要があることを述べた条文である。この条文に対する『政典』と『欧洲憲法』の訳文を見てみよう。

『和蘭政典』

第十二条 今王の正統は現在正妃普魯生国国王女フレデリッカロイサ・キルヘルシナの既に生み、或は後來生まる、諸王子、其他は国会承知の上にて国王の娶りたまへる王妃の生む処の諸王子に限るべし。(四丁表 裏)

元老院編『欧洲各国憲法』

第十二条 現今統御スル国王正統ノ裔トハ、普魯士ノ公主「フレデリク、ルユイズ、ウイヘルミス」皇后ト今王ノ婚姻ニヨリ降誕シ、又ハ降誕スヘキ王子、及ビ国会ト共議シテ今王ノ契約シ又ハ承認シタル婚姻ニヨリテ生産シタル苗裔ヲ謂フ。(六頁)

一条と同じように *wettig* を「正統」と訳出しているが、注目すべきは『政典』では「正妃」と「王妃」との表記を別に行っていることである。さらに後段では「*voorts in het algemeen*」(また一般的には)の訳語として「其他」が挿入された結果、庶出の子も国会の合意があれば王子として認めるという理解も可能となっている。また『欧洲憲法』でも「*en voorts in het algemeen*」の訳語として「及ビ」が挿入されたことで、全文が「正統ノ裔」の説明となり、「正統ノ裔」は、「フレデリク、ルユイズ、ウイヘルミス」皇后から産まれた(産まれる)王子と、「^{エドワ}国会ト共議シテ今王ノ契約シ又ハ承認シタル婚姻」によつて

産まれた（産まれる）「苗裔」とがいるという理解も可能である。結果として、『政典』と同様に、後段が王妃以外の庶出も国会の合意を得て認められるような誤解を読者に与えかねない書き方となっている。

両書においてこうした訳出が行われた背景や理由について、語学能力の不備という技術的な問題や、王位継承規定における嫡出限定規定や婚姻の国会承認の必要性を十分に理解し得なかったという理由のほかに、ヨーロッパ諸国の王位継承をある程度理解しているにもかかわらず、日本の皇統は庶出継承も数多く見られ、また明治天皇も庶出であったことを慮り、嫡出限定主義をはっきりとは理解できないように曖昧な書き方をした確信的な可能性もあり得る。いずれにせよ、一八四八年改正オランダ王国憲法における嫡出継承条文は、場合によっては庶出も認められるような曖昧な解釈で邦訳されたがあるが、以降の諸国憲法の訳出において、オランダ語 *wettigheid*、フランス語 *legitimie*、ドイツ語 *legitimat* の日本語訳に「正統」が主として使用されていく契機となったことは強調しておきたい。

二、皇位継承規定における「男系」

さて皇室典範での基本原理である男系主義であるが、そ

もそも前近代では「男系」なる語は管見の範囲で見たことが無く、『政典』、『欧洲憲法』のどちらにも見当たらぬ。男系男子の継承を原則としつつ、それが途絶えた場合に、国王の年長の女子に継承し、女系より男系、女子より男子、年少より年長が優先することを定めた一八四八年改正オランダ王国憲法一七条を見てみよう。

17. Zoo er geene mannelijke nedergerande lijn uit den laatsten Koning bestaat, erft de oudste nedergerande vrouwelijke lijn, des dat de mannelijke tak voor de vrouwelijke tak, en de oudste voor de jongere, en in iedere tak mannen voor vrouwen, en ouder voor jonger den voorrang hebben. (前王が男系の子孫を残さなかった場合には、王位は、最も年長である女子の子孫に継承される。男系は女系に優先し、年長者の子孫は年少者の子孫に優先し、それぞれの系では、男子は女子に優先し、年長者は年少者に優先する。)

“mannelijke nedergerande lijn”は「男系の子孫」、 “nedergerande vrouwelijke lijn”は「女系の子孫」、 “mannelijke tak”は「男系」、 “vrouwelijke tak”は「女系」をそれぞれ意味する。これらの箇所の訳出に注意しつつ、『政典』、『欧洲憲法』の訳出を確認してみよう。

『和蘭政典』

第十七条 前王の男子の血筋無之時は最も年長なる女子の血筋に伝ふべし。総て男子の血筋は女子の血筋に先立ち、年長の血筋は年少の血筋に先立ち、男子は女子に先立ち、年長は年少に先立つべし。(五丁表・裏)
元老院編『欧洲各国憲法』

第十七条 王ノ男統無キトキハ王位ヲ其長女統ニ伝フ。是故ニ男統ハ常ニ女統ニ先チ、長統ハ季統ニ先タツ。各統ニ於テハ男ハ女ニ先タチ、兄ハ弟ニ先タチ、姉ハ妹ニ先タツ。(七頁)

男系を『政典』では「男子の血筋」、『欧洲憲法』では「男統」、女系を『政典』では「女子の血筋」、『欧洲憲法』では「女統」としている。ここで容易に着想されるのは、「万世一系」論との関係である。先行研究¹⁸⁾によれば、「万世一系」の初出は岩倉具視の「王政復古議」(一八六七年十月)と推測されている。もちろんそれ以前も「万世一姓」、「万葉一統」、「正統一系」など類似した表現は散見する¹⁹⁾。しかしながらやはり「万世一系」という語が膾炙していくのは皇室典範の成立抜きには考えにくい。繰り返しになるが六八年成立の『政典』だけではなく、七七年刊行の『欧洲憲法』でも「系」が使われなかった。男系を意味する“*mannelijke tak, vrouwelijke tak*”の“*tak*”は「枝」を意味する。フェアエール編纂・バトビー校訂『欧米憲法集』

では“*branche masculine (branche feminine)*”というように「*branche*」と訳されている。一八四八年改正オランダ王国憲法第一八条²⁰⁾での『政典』での訳語では、「連枝」という訳語が見られるが、いわゆる「傍系」の訳語として前近代の日本でよく使われていた「連枝」を使うのはもともと“*tak, branche*”の意味からしても正しい。再度強調するが「男系」「女系」の語はヨーロッパ憲法の翻訳から直に由来しているわけではなく、皇室典範の成立へいたるプロセスのなかで考えるべきである。

まず元老院が起草した憲法按(国憲按)から検討する。第一次按が一八七六年十月、第二次按が一八七八年七月、第三次按が一八八〇年七月に成立している。皇位継承に關わる第二章「帝位継承」の第一―三条を見てみよう。²¹⁾

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者ヲ以テ帝位継承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス(第一次)
現今統御スル皇帝ノ子孫ヲ以テ帝位継承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス(第二次)

今上皇帝ノ子孫ノ帝位継承ノ正統トス。(第三次)

第二条 継承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ。尊系ハ卑系ニ先チ、同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ、同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ、同類ニ於テハ長ハ

少ニ先ツ。(第一次)

繼承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ太子若クハ其男統ノ裔入テ嗣ク。太子男統ノ裔欠クルトキハ太子ノ弟若クハ太子ノ兄弟ノ裔ニ伝フ。嫡出男統ノ裔欠クルトキハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ入テ嗣ク。(第二次)

帝位ヲ繼承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス。如シ太子在ラサルトキハ太子男統ノ裔嗣ク。太子男統ノ裔在ラサルトキハ太子ノ弟若クハ其男統ノ裔嗣ク。嫡出男統ノ裔渾テ在ラサルトキハ庶出ノ子及其男統ノ裔親疎ノ序ニ由リ入テ嗣ク。

(第三次)

第三条 前条ニ定メタル次序ニ依リ帝位ヲ繼承ス可キノ皇統在ラザルトキハ、皇族^{諸親王家}ノ中親疎ノ次序ニ依リ帝位ヲ繼承ス可シ。(第一次)

前条ニ定メタル順序ニ依リ帝位ヲ繼承ス可キノ皇統在ラサルトキハ、親王諸王ノ中親疎ノ順序ニ依リ帝位ヲ繼承ス。(第二次)

上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶未タ帝位ヲ繼承スル者ヲ得サルトキハ、皇族親疎ノ序ニ由リ入テ大位ヲ嗣ク。若シ止ムルコト得サルトキハ女統入テ嗣クコトヲ得。(第三次)

まず注目されるのは国憲按では「正統」と「嫡出」とがそれぞれ使用されていることである。また「男統」が使用されているが、「男系」の使用は見られない。そして第二、三次按では、「庶出」、第三次按では「女統」の繼承が認められていることにも注意したい。

続いて伊藤博文の主導で一八八四年三月に宮中に設置された制度取調局が作成した第一稿に相当する皇室制規(一八八六年三、四月頃の作成と推測)、第二、三稿に相当する皇室典則(第二稿は一八八六年三月、六月の間に作成、第三稿は一八八六年六月一日作成)の関連条文を検討したい。なお皇室制規と皇室典則との間では条文の順序の大幅な入れ替えも見られ、そのまま列挙すると読者に不便となるので、皇室制規の関連条文のみを列挙し、その後で皇室典則との相違を簡潔に論じていく。

皇位繼承ノ事

第一 皇位ハ男系ヲ以テ繼承スルモノトス。若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ繼承ス。男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ從フヘシ。

第二 皇位ハ皇子ニ伝フヘシ。

第三 皇位ヲ繼承スヘキ皇子若シ薨去ノトキハ皇孫ニ伝フヘシ。

第四 皇位ヲ繼承スヘキ皇子孫ナキトキハ皇兄弟及ヒ其子孫ニ伝フヘシ。

第五 皇兄弟及ヒ其子孫ナキトキハ皇伯叔父其子孫ニ伝ヘ、皇伯叔父及其子孫ナキトキハ皇太伯叔父以上及其子孫ニ伝フヘシ。

第六 皇族中男系尽ク絶ルトキハ皇女ニ伝ヘ皇女ナキトキハ皇族中他ノ女系ニ伝フルコト第三第四第五ノ例ニ拠ルヘシ。

第七 皇女若クハ皇統ノ女系ニシテ皇位繼承ノトキハ其皇子ニ伝ヘ、若シ皇子ナキトキハ其皇女ニ伝フ。皇女ナキトキハ皇族中他ノ女系ニ伝フルコト第三第四第五ノ例ニ拠ルヘシ。

第八 違腹ノ皇子皇女ハ皇位ヲ繼承スルコト天皇在世中ノ皇子皇女ニ異ナルコトナシ。

元老院国憲按では第一―三次の全ての按文において「正統」の語が見られたが、皇室制規では消えている。また皇室制規では「男系」「女系」の語が使用されていることも注目される。第六条は女性天皇への繼承を認める条文となっているが、帝室典則（第二稿、第三稿）ではいずれも削除されており、これにあわせて第八条の「皇女」の語も第二稿（第五条）、第三稿（同前）では削除されている。そして興味深いのは、第二稿（第八条）、第三稿（第七条）で

は「庶出ノ皇子皇女ハ降誕直チニ皇后ノ養子トナス」という条文が加わることである。権典侍・柳原愛子を生母として一八七九年八月三一日に誕生した明宮嘉仁親王が、第三稿成立の二年後、一八八八年八月三一日の満八歳の誕生日に、先例に基づき明治天皇の嫡配である美子皇后の「実子」となるが、第三稿第七条には、養子手続きを支援なく行い、またその手続きが合法性のあるものとして皇室法として整備していく意図があったと考えられる。⁽²⁵⁾

最後に皇室典範における皇位繼承条文を確認したい。⁽²⁶⁾

第一章 皇位繼承

第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子ノヲ繼承ス

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ。皇長子

及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ。以下皆之ニ例ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス。皇

庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサル

トキニ限ル

第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ

伝フ

第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父

及其ノ子孫ニ伝フ

第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

周知の通り、男系男子による繼承が定められたほか、皇室法規と同様に条文から「正統」の文字が消え、代わりに「祖宗ノ皇統」という表現が見られる。また庶出繼承は容認されたものの、制度取調局が作成した第二、三稿である帝室典則に記された「庶出ノ皇子皇女ハ降誕直チニ皇后ノ養子トナス」という条文は削除され、典範では第四十二条に「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」という条文が加わった。「憲法義解」(井上毅稿、伊藤博文著)では、皇族の養子・猶子の制は中世以来の沿習であって「古の典例」ではなく、同姓(皇族間)であつても皇族が養子を為すことを禁ずるのは、「宗系紊乱の門を塞ぐ」ためであると述べられている。

かかる文言の変更には、やはりヨーロッパからの思想の影響を考えねばなるまい。伊藤博文について言えば、深く

傾倒したシユタインからの影響は非常に大きなものであった。侍従、主馬頭、宮中顧問官を歴任し明治天皇に長らく近侍して信任も厚かった藤波言忠(一八五三―一九二六)は、一八八五年八月から一八八七年一月まで欧米を視察していわゆる「シユタイン詣で」を行い、その講義内容を帰国後に計三三回に渡つて天皇に進講している。

シユタインは藤波に対して、「帝室憲法ノ主眼トスル所ハ正統ノ二字ニ帰著ス。夫レ王位繼續法ト云ヒ、結婚法ト云フモ一ニ正統ニ依ルニ帰ス」と「正統」の重要性を繰り返して強調する。そして「正統」概念に基づく「帝室憲法」を作成するために、養子制を即刻廃止すること、また嫡配の室のみならず、妃・夫人・嬪・典侍などの女官、また律令外の女御・更衣などの室も置く皇室の婚姻制度は、「未開」の風習で正統に悖るものであるとしてこれも廃止したほうが良いと意見する。

扱結婚法ニ関シテハ爰一二言ヲ要スルモノアリ。夫レ帝室憲法ハ飽ケマテモ正統ニ由ルヲ以テ、正統トスルヲ常ニ腦裡ニ印シテ忘却スヘカラス。竊ニ聞ク。日本皇室ニ於テハ皇后ノ外、別ニ二三ノ女御アリト。是レ皇后ニ皇子ナケレハ、或ハ其ノ出ナル皇子ヲ以テ王位ヲ相続セシメンカ為メ止ムヲ得サルニ出ツト雖モ、是レ実ニ正統ニ由ルヲ以テ正統トスルノ本旨ニ悖ルモ

ノト謂フヘシ。斯クノ如キノ慣習ハ人智未開ノ昔日ニ在リテハ物議ヲ生セスト雖モ、將來人智発達スルニ至ラバ、必ラスヤ国民ヲシテ異様ノ感念ヲ抱カシムルノ時アラン。宜シク今ニ於テ断然此旧風ヲ改メサルヘカラス。⁽³²⁾

皇室は「国民ノ儀表ニシテ、億兆ノ瞻仰スル所」なので、側室から生まれた子が皇位を継承すれば、やがて皇位そのものに人民が疑念を持つことにもなりかねない。⁽³³⁾ また庶出の皇子が海外へ外遊した際に、きつと西洋諸国からは陰口を叩かれるに違いない。そうなると皇室の威厳を毀損することにもなるだろう。⁽³⁴⁾ しかしながらシユタインは側室制度や庶出継承の廃止を強く主張することが出来なかつた。今上の明治天皇をはじめ、日本の皇室では庶出の天皇が即位する例が多いことを知っていたからである。

日本帝室ノ現況ヲ察スルニ、今帝陛下ノ相続者ヲ定ムルコト実ニ困難ナルヘシ。何トナレハ今ノ皇子殿下ハ皇后陛下ノ御実子ニアラサルノミナラス、又多クノ御養子アリ。御義弟ナル伏見宮殿下アリ。其ノ混雜甚シ。兎モ角モ千思萬考スルモ此ノ度限り。特ニ今ノ皇子殿下ヲ以テ皇后陛下ノ御養子トナシ儲嗣ニ定ムルコト良策ナラン。蓋シ現在養子法ノアルハ寔ニ幸ナリト云フヘシ。然レトモ万一不幸ニシテ皇子殿下薨去セラル、

カ如キコトアラバ、又困難ヲ極ムルナラン。余ノ如キ日本ノ帝室ノ系統、又ハ歴史ヲ熟知セサルモノ輕シク之ニ喩ヲ容ルヘキニアラス。一ニ帝王陛下ノ親裁ニ任スルノ外良策ナカルヘシ。要スルニ憲法中ニ既往ノ家系ハ悉ク之ヲ正統ト見做シ、養子ハ悉ク実子ト異ナルコトナカラシメ、嫡出ノ皇子ハ他子ニ先シ帝位ヲ相続セシムルコト、シ、以後ハ嚴ニ皇室憲法ノ章章ニ遵フヘキナリ。養子ヲ廢スルハ誠ニ必要ナリト雖モ、既定ノ法律ニ依リ与ヘタル權利ハ理由ナクシテ之ヲ奪フ能ハサルハ法律ノ定義ナルカ故ニ、今之ヲ廢スルコト能ハサルヘシ。⁽³⁵⁾

シユタインの理想とする王位継承は「正統」＝嫡出による継承である。本来は即時に多妾（側室）制と養子制は廃止すべきだと言いたいところだが、それを主張することは日本の「万世一系」の歴史そのものを否定し兼ねない。「余ノ如キ日本ノ帝室ノ系統、又ハ歴史ヲ熟知セサルモノ輕シク之ニ喩ヲ容ルヘキニアラス。一ニ帝王陛下ノ親裁ニ任スルノ外良策ナカルヘシ」と遠慮した物言いで養子制を強く否定出来なかつたが、養子制は嘉仁親王を最後として廃止され、宮家の男性皇族の数が十分に確保されていること、また皇室費の支出抑制などの理由もあり、養子制の規定は典範では記載されなかつた。しかし多妾制と庶出継承

は、非嫡出子を皇族としない現行の皇室典範第六条が定められるまでは、皇室法としては禁止は出来なかったのである。

おわりに——日本とヨーロッパにおける直系継承の相違

日本の皇統における「正統」(シヨウトウ)は、必ずしも嫡出だけを意味しない。神勅や神器の保持、また齋藤公太がつぶさに明らかにした通り、武家による皇統の守護といった道徳性も含まれる。すなわち日本の国体における「本来性」がこの「正統」(シヨウトウ)概念に内包されているのである。それに対してシユタインは、ヨーロッパでの「正統」は、およそ六百年前から嫡出男子(場合によっては女子)⁽³⁷⁾による「正統即チ依系相統」^(ライイフク、サツセツシヨウ)、すなわち直系相統(Lineal succession)を意味することが広く人々の間に浸透しているという。⁽³⁸⁾正統＝嫡出であり、合法的継承であるとすれば、日本の庶出継承はヨーロッパの王族の常識からすれば非合法となりかねない。明治典憲体制のアキレス腱である。苦し紛れかもしれないが、伊東巳代治は皇室典範第四条「皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」を以下のように英訳している。

ARTICLE IV

For succession to the Imperial Throne by an Imperial descendant, the one of full blood shall have precedence over descendants of half blood. The succession to the Imperial Throne by the latter shall be limited to those cases only, when there is no Imperial descendant of full blood.⁽³⁹⁾

先行研究⁽⁴⁰⁾でも注目されているが、本来は嫡出の子孫は“descendants of legitimacy”、庶出の子孫は“descendants of illegitimacy”と訳出すべきであろうを、それぞれ“descendants of full blood, descendants of half blood”としている。ここには正統な相続(合法的な継承者)は嫡出の子孫によってしかあり得ないと考える欧米諸国からの違和感を、何とか回避したい思惑が垣間見られる。

また嫡男子による直系継承では、皇太子である嫡長男が皇位継承する前に死去した場合に、嫡次男(続いて嫡三男と輩行の順)による同世代での傍系継承(兄弟による相続)とするのか、それとも嫡長孫による代襲継承とするのが問題となるが、皇室典範第三条では後者による直系卑属継承が選択された。第三条条文の成立には、ブルンチュリーの学説やロエスレルによるバヴァリア王国の王位継承に関する調査報告、「露国々法」(一八三二年成立「ロシア帝国法典」の

ことか⁽⁴¹⁾」等が決定的な影響を与えたと小林宏は指摘している。この指摘に加えて本稿では、代襲継承についてはオランダ王国憲法でも第一三条で規定されていることを述べた⁽⁴²⁾。

13. De Kroon gaat over door regt van eerstgeboorte, des dat de oudste zoon van den Koning, of wel het mannelijk oir van den oudsten zoon, bij representatie opvolgt. (王位は長子相続の権利に基づき、王の長男、または代襲による長男の男子が継承する。)

「代襲」に関わる語が「bij representatie」であるが、『政典』では「名代として」、『欧洲憲法』では長子相続を表す「regt van eerstgeboorte」の部分に代襲の意をも重ねて「大宗承重⁽⁴⁴⁾」と訳出している。「承重」なる語は、『儀礼』喪服篇不杖期章の賈公彦疏などに用例が見られる。嫡長男である父が祖父母に先立って死去した場合などに、嫡長孫である男子が祖父母の喪に代わって服すことを指す⁽⁴⁵⁾。

日本では継嗣令の定嫡子条にこの語が見られるが、異なる意味で用いられる、すなわち古記の解釈では、祖父の蔭位を継承することを指し、その方式は純然たる長子単独相続で、嫡長子の死去、あるいは罪疾ある時は嫡長孫が継承することを指す⁽⁴⁶⁾。こうした前近代での用例を踏まえて、王位の代襲を意味する語として「承重」が選択されたのである

う。直系卑属継承による直系主義の成立において「代襲」規定の理解は大きな鍵となるが、ヨーロッパ憲法条文、さらに前近代の日中の礼制、律令法等の影響を総合的に検討する余地は未だに多分に残されている。

注

- (1) シュタイン、ロエスレル、ブルンチユリらの影響を含めた明治憲法・皇室典範の成立史については、稲田正次『明治憲法成立史の研究』上下（有斐閣、一九六二年）、同『明治憲法成立史の研究』（有斐閣、一九七九年）、小嶋和司『明治憲法体制の成立』（木鐸社、一九八八年）、島善高『近代皇室制度の形成』（成文堂、一九九四年）、同『明治皇室典範の制定過程』（『日本立法資料全集一六 明治皇室典範（上）』信山社、一九九六年、解説論文）、奥平康弘『萬世一系の研究』（岩波書店、二〇〇五年）、小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究』三（汲古書院、二〇〇九年）、笠原英彦『天皇・皇室制度の研究―天皇制国家形成期の法と政治―』（慶應義塾大学出版会、二〇二二年）などが詳しい。

(2) 幕末から明治の初期にかけて活躍した洋学者、政治家である神田孝平の略歴、研究史等の記述は紙数の都合上割愛するが、神田は一八七六年には元老院議員に任ぜられ、

国憲按にも積極的に見解を提示していることは注記したい。

(3) 一八四一年、水野忠邦によってオランダの「兵書」「政書」の翻訳が天文方和解御用に命ぜられ、四三年から憲法の翻訳が杉田立卿・成卿の父子によって進められたが、水野忠邦の失脚によって停滞し、ついに公刊されることも無かった。

(4) 詳細は拙稿「一八・一九世紀における女性天皇・女系天皇論」〔SGRAレポート〕九〇、渥美国際交流財団関口グローバル研究会、二〇二〇年〕。

(5) 福井淳「明治前期における女性天皇構想の形成―憲法草案を手がかりとして―」（安在邦夫・真辺将之・荒船俊太郎編『明治期の天皇と宮廷』梓出版社、二〇一六年）。

(6) 近代の皇室制度において、女帝否認と庶出否認とが一体化されたことを指摘した研究に、注(1)奥平の研究がある。

(7) なお嫡出、庶出のほかに、準嫡出を置く佐藤良雄の見方もある。「天皇の嫡庶については、ささきの天皇と皇后との間に生まれた天皇は嫡出とみてよい。皇后がある場合に妃・夫人、嬪、女御、更衣、典侍等との間に生れた天皇は庶出とみるべきであろう。皇后が欠けている場合に妃・夫人・嬪、女御、更衣、典侍等との間に生まれた天皇は、生母が準正室とみるべきところから、準嫡出とみてよい」（佐藤良雄『日本後宮史』システムファイブ、二〇〇六年、

八三八頁）。

(8) ヨーロッパではキリスト教が婚姻外の男女関係を神の教えに背くものとして厳しく禁止した。またローマ法においても、財産の分散を避ける目的から一夫多妻制を許容せず、一夫一妻制のみを認めている（椎名規子「ローマ法における婚姻制度と子の法的地位の関係―欧米における婚外子差別のルーツを求めて―」、『政治・経済・法律研究』二〇一二、二〇一八年）。婚姻外子に対して非常に厳しいヨーロッパ社会であるが、王位継承でも実際には例外は見られる。たとえばエリザベス一世の母は、王妃（キャサリン・オブ・アラゴン）の侍女であるアン・ブーリンであり、ヘンリー八世の愛人となつて後に結婚するが、アン・ブーリンの処刑後にエリザベス一世は一時的に「庶子」とされた。すなわちエリザベス一世は庶子という身分を経由して後に王位継承を果たしたのである。

(9) 一八七〇年代半ば以降は、民法典の起草作業期にあたり、庶子の位置づけ等が問題にされる。司法省法学校出身の法制官僚らはフランス法の影響を受け、庶子制度を廃止して私生子一般の規定に解消することを目論むが、太政官書記官の尾崎三良らは、皇室の歴史を引き合いに出して、庶出の天皇によって万世一系が保たれてきたのであり、日本の国体として嫡庶出の区別には寛容であるべきだとして強く反論し、結果、庶子制度は民法でも成文化されていく

〔早川紀代『近代天皇制と国民国家』青木書店、二〇〇五年、第五章「家制度と庶子」〕。

(10) 一八四八年改正オランダ王国憲法の条文は、オランダ王室関係省と内務省が作成したオランダ王国憲法のウェッブサイト (<https://www.denederlandsegrondwet.nl>) に掲載されており、そこから引用した。なお各条文の現代日本語訳は大川が試訳したものであるが、宮田豊「校註『泰西国法論』六」（『産天法学』七―三、一九七三年）、衆議院法制局ほか『和訳 各国憲法集六・オランダ王国憲法』（一九五五年）、国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集（七）オランダ憲法』（国立国会図書館、二〇一三年）も参照した。また一九世紀半ばのオランダ語については現在の蘭日辞典に収録されていないものも多く、ライデン大学オランダ語研究所のウェブサイトで (<https://ivdnt.org/woordenboeken/woordenboek-der-nederlandsche-taal/>)、また K. Ten Brugencate が編纂した英蘭・蘭英辞典 (door K. ten Brugencate, *Engelsch woordenboek 1-2*, Groningen: J. B. Wolters, 1920) を参照した。なおライデン大学オランダ研究所サイトおよび Brugencate 編纂の蘭英、英蘭辞典の情報については、中央大学図書館レファレンスルームからご提供頂いた。この場を借りて感謝申し上げます。

(11) オランダ王国憲法の概略については、山田邦夫「諸外

国の王位継承制度 各国の憲法規定を中心に」（『レファレンス』六五六、国立国会図書館、二〇〇五年）、山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲 女系継承を認めてきた国の事例」（『レファレンス』八〇三、国立国会図書館、二〇一七年）などを参照した。

(12) 一九八三年以降、第二四条に嫡出世襲主義が規定されているが、日本語訳では「嫡出の子孫」と記載されている（国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集（七）オランダ憲法』国立国会図書館、二〇一三年、二三頁）。前掲の宮田豊論論文でも「嫡出の子孫」と訳されている。なおオランダ王室関係省と内務省が作成したオランダ王国憲法のウェブサイトで、該当部の英訳は、*the legitimate descendants* と訳されている。またラファリエール編纂・バトビー校訂『欧米憲法集』（注(15)の書）では、*“descendants legitimes”* とフランス語訳されている。

(13) 引用は国立国会図書館所蔵本（請求記号：C211-211-2）による。

(14) 同年九月に刊行された稲田佐兵衛らを出版者とした元老院編『欧洲各国憲法』、元老院編『各国憲法類纂』（一八八一年二月）、元老院編『各国憲法類纂』（久林館、一八八四年四月）も条文の語句は全く同じである。訳者も田中耕造、校閲も河津祐之が担当している。なお引用は国立国会図書館所蔵本（請求記号：C211-51）による。

- (15) *Les constitutions d'Europe et d'Amerique* (recueillies par M. E. Laferriere; revues par M. A. Barbie, Paris, Cotillon, 1869).
- (16) なお井上毅『王国建国法』所収のプロイセン、ベルギー両国憲法の日本語訳は、この『欧米憲法集』からの重訳である。
- (17) 本稿では国立国語研究所蔵の十冊本(請求記号: W142/O59/1~10)を用いた。「wettig」の項目は第十冊五十六丁裏にある。
- (18) 阪本是丸「明治以降神社祭祀制度」(『神社本庁教学研究所紀要』一、一九九六年)。注(一)島、第六章「万世一系の天皇」について」など。
- (19) 注(一)島前掲書のほかに、藤井貞文「欽定憲法第一条成立の沿革」(國學院大學紀要別巻『国体論纂』、一九六三年)、注(18)阪本論文、所功「万世一系の天皇」に関する覚書(『産大法学』三九一三・四、二〇〇六年)なども参考になる。
- (20) 条文は下記の通りである。「18. Wanneer de Koning zonder nakomelingschap sterft, en er geen mannelijk oir uit het huis van Oranje-Nassau overig is, volgt hem zijne naaste bloedverwante, mits van den Koninklijken Huize zijnde, op, en wordt mede bij voor-overlijden, door hare afstammelingen gerepresenteerd.”(国王が子を残らずに死亡し、オラニエー・ナッサウ家に男性の子孫がいなかった場合、王室の最近親者が王位を継承し、その者が死亡した場合はその子孫が代襲する。)
- (21) 『政典』での訳文は以下の通りである。「第十八条 国王子なくして死去しオラニエー・ナスサウの家筋に男子無之時は王家の連枝の最も近き血筋に伝ふべし。是亦既に死去する時は名代として其子に伝ふべし」(五丁裏)。
- (22) 小林宏・島善高編『日本立法資料全集一六 明治皇室典範(上)』(信山社、一九九六年)二四三~二四九頁。
- (23) 注(一)稲田『明治憲法成立史の研究』下、九五八頁。
- (24) 注(22)、三四六頁、三五四頁、三六一頁。
- (25) 皇室の養子、猶子制度については、所功「皇族の「養子」に関する史的考察」(『産大法学』四四一二)二〇一年)が詳しい。
- (26) 小林宏・島善高編『日本立法資料全集一七 明治皇室典範(下)』(信山社、一九九七年)一一〇五頁。
- (27) 典範条文から「正統」という語が消えたのであって、それに付随する関係文書には「正統」の語は見られる。井上毅稿・伊藤博文著『憲法義解』(『帝國憲法皇室典範義解』、国家学会より一八八九年六月一日刊行)では、第一条、第一六条の典範の注釈において「正統」の語が使われている。しかし典範のみならず憲法の条文、告文、発布勅語を含めて「正統」の語が消えたことの意味は重大である。

本稿でも後述するが、ヨーロッパ憲法の流入によって嫡出規定と強い結びつきが生まれた「正統」の語の使用は表面きは避けたい意図が井上らにはあったと筆者は推測する。

(28) 『憲法義解』（岩波文庫、二〇一九年）一九九～二〇〇頁。

(29) シュタインと近代日本については、瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制―シュタイン国家学の軌跡―』（ミネルヴァ書房、一九九九年）が詳しい。

(30) 通訳と筆記は宮内省御用掛の新山莊輔が担当している。なお藤波言忠の講義ノートについては、上野隆生「近代日本における国家学の受容（その一）―藤波言忠によるローレンツ・フォン・シュタインの講義筆記―」（『環境情報研究』六、一九九八年）、同「近代日本における国家学の受容（その二）―藤波言忠によるローレンツ・フォン・シュタインの講義筆記―」（『敬愛大学国際研究』四、一九九九年）もその内容を紹介している。

(31) 藤波言忠筆記「澳国スタイン博士講話録」坤（堀口修『明治立憲君主制とシュタイン講義―天皇、政府、議會をめぐる論議―』慈学社出版、二〇〇七年）二五二頁。

(32) 同前、二五三頁。

(33) 「帝位ハ皇后嫡出ノ子ヲ以テ連綿繼承セシムヘキハ帝位相統法ノ根本ナリ。若シ御側女官ノ出ナル子ヲシテ之ヲ相統セシムルヲ得ヘシトスレハ終ニハ、賤民ノ子孫ヲ以テ

帝統ヲ継カシムルニ至ラン。假令ハ帝王公爵若クハ伯爵ノ娘ヲ御側女官トセラル。而シテ其ノ娘ノ母モ亦正妻ニアラスシテ陋巷ノ賤婦ナリトセハ、匹婦ノ子孫終ニ至尊ノ帝位ヲ継クニ至ラサルヲ保スヘカラス。今日ノ人民ハ或ハ黙シテ之ヲ問ハサルヘシ。然レトモ人智益發達スレハ之カ為メ種々ナル困難ヲ生スルヤ必セリ。夫レ帝室ハ国民ノ儀表ニシテ、億兆ノ瞻仰スル所ナリ。左レハ上ハ帝王ヨリ下ハ皇族ニ属スル家族ニ至ルマテ、必ラス一妻ノ風ヲ守リ正統ノ嫡子ヲ以テ相統セシムヘキナリ」（同前、三三二頁）。

(34) 「万国公法ニ於テ王位ヲ相統スヘキモノト認定スルハ、唯々皇后ノ嫡出子ニ止マルモノニシテ、之ヲ「プリンス」ト称ス。而シテ万国ヲ遊歴スルニ当リ、各国ノ皇室ハ将来王位ヲ相統スヘキ権アル皇子トシテ之ヲ優遇ス。随ヒテ万国ノ皇室ト親密ナル交際ヲ結フヲ得ヘシ。若シ皇后ノ嫡出子ニアラサルニ、或ハ帝王ノ兄弟又ハ叔父ナリト称シ「プリンス」ノ称ヲ僭スルモ、各国ノ皇室能ク其ノ内実ヲ知ルカ故ニ、陽ニハ優遇ヲ表スヘシト雖モ、陰ニハ決シテ親密ナル交際ヲ結フコト能ハサルヘシ。是レ実ニ皇室ノ威嚴ヲ損スルモノト云ハサルヘカラス」（同前、二五五頁）。

(35) 注(31)、三三六頁。

(36) 齋藤公太『神国』の正統論―『神皇正統記』受容の近世・近代―（ベリかん社、二〇一九年）。

(37) 滝澤聡子の詳細な研究によれば、一五～一七世紀のフ

ランス貴族の家督相続は伝統的な男系嫡長継承主義に基づいて行われていたが、男性相続人が不在となった場合に、女性相続人が財産の継承と維持に一定の役割を果たしていたという（「近世フランス貴族の女性相続人―貴族家系の継承における女性の役割―」博士學位論文（歴史学）、関西学院大学、甲文第一四四号、二〇一四年）。

(38) 注(31)、二五二頁。

(39) *Commentaries on the constitution of the empire of Japan*（一八八九年六月二三日に英吉利法律学校〈現・中央大学〉発行）。

(40) 注(1) 島、一〇一―一〇三頁。注(1) 奥平、二七八―二七九頁。

(41) ただしロシアの帝位継承法は準サリカ法での継承である。井上は男系男子、長系優先の条文のみを準拠としている。

(42) 注(1) 小林、第四章「皇位継承をめぐる井上毅の書簡について―明治皇室規範成立の一齣―」。

(43) 「第十三条 王位は前生の権ある方に相伝あるべし。故に国王の長男を第一とし、若し長男卒去の節は長男の男子父の名代として位を嗣ぐべし」（四丁裏）。

(44) 「第十三条 王位ハ、バルシブレサンタジオン大宗承重ノ権ニ由リテ世伝ス。故ニ今王太子若クハ其男統ノ裔入リテ嗣ク」（六頁）。なお元老院版『欧洲憲法』では「バルシブレサンタジオン」、

元老院版『各国憲法類纂』では「パルレ、プレゼンタシヨン」とルビがふられているが、おそらくフランス語訳「par representation」を音訳したものと考えられる。

(45) 滋賀秀三「承重」について『国家学会雑誌』七一―一八、一九五八年。

(46) 石井良助『日本相続法史』（創文社、一九八〇年）第二章「長子相続制」。

*本発表はJSPS科研費JP20K00109の成果の一部である。

（中央大学教授）